

### あきる野市道路損傷等 通報アプリ「るのぱと」



市が管理する道路の損傷場所などを、写真と共に通報することが出来るスマートフォンアプリ「るのぱと」を運用しています。電話等では説明の難しかった損傷場所や状況を、スマートフォン写真撮影機能と位置情報計測システム(GPS)機能を利用してスムーズに通報することが出来ます。

### 港区環境交流事業 参加者募集



あきる野市と港区の子どもたちが、互いの異なる自然環境について理解を深めるため、交流会を行います。

▽日時 8月2日(水) 午前10時～午後3時30分(予定)

▽集合・解散時間(予定)  
●市役所本庁舎：集合午前9時・解散午後4時30分  
●五日市出張所：集合午前9時20分・解散午後4時10分

▽場所 小宮ふるさと自然体験学校とその周辺

▽内容 竹の食器作り、川の生きものの探し、川遊び

※天候などで内容を変更する場合があります。

▽その他 事前にスマートフォンにアプリをダウンロードしてください。詳しくは、市ホームページにも掲載しています。

▽費用 無料(通信料は自己負担)

▽問合せ 建設課維持補修係

Androidの方 iPhoneの方



合があります。

▽対象 当日と事前体験どちらも参加可能な市内在住の小学校3・4年生

※市の写真・動画撮影が入るため、顔が映るなど撮影に協力していただける方(撮影したものは、今後市の発行物に使用する場合があります)

▽定員 12人(抽選)

※港区の小学生も12人募集し、計24人の活動となります。

▽費用 無料

▽その他

- 借上バスで移動します。
- 7月28日(金)に小宮ふるさと自然体験学校で事前体験プログラムを予定しています。
- 詳しくは、後日参加者にお知らせします。

▽申込み方法 7月3日(月)までに電子申請か電話で申し込んでください。

▽申込み・問合せ 環境政策課 環境政策係 ☎5955・1110

電子申請



### 健康仮面のパワーアップ アイテムが決まりました



広報紙などで募集した、市の健康増進計画「めざせ健康あきる野21(第2次)」の健康仮面のパワーアップアイテムが決まりました。

33点の応募の中から、めざせ健康あきる野21のボランティアメンバーが選考を行い、健康グリーンは葉っぱの飾り、健康ブルーは赤のマント、健康ピンクはハートのブローチとブーツのアイデアを採用しました。市の健康と平和のため、パワーアップした健康仮面で活動していきます。

▽問合せ 健康課健康づくり係

### 高齢者げんき応援事業



方、注意事項などを教えます。

●日時：7月11日(火) 午後2時～3時30分

●講師：あきる野台病院システムエンジニア

●定員：5人(申込み順)

●費用：無料

▽受付時間 平日午前9時～午後5時

▽対象 市内在住の65歳以上の方

▽担当課 高齢者支援課高齢者支援係

### 五日市センター (☎5333・0330)

▽みんなのギター・ウクレレ教室(グループ) 新規募集、幅広いジャンルに対応します。

●日時：毎週金曜日(祝日を除く) 午後3時30分～4時

●講師：河口哲哉さん

●定員：4人(申込み順)

●持ち物：ギター、ウクレレ、筆記用具

●費用：1回1500円

▽高齢者向けスマホ教室(入門編) 基本的なスマホの使い方、注意事項などを教えます。

●日時：7月11日(火) 午後2時～3時30分

●講師：あきる野台病院システムエンジニア

●定員：5人(申込み順)

●費用：1回1000円

### 耐震改修などをした 住宅の固定資産税を 減額します

#### 耐震改修をした住宅 (耐震改修特例)

令和6年3月31日までに耐震改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、120平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の2分の1(改修工事を行ったことにより、認定長期優良住宅に該当することとなる)

●持ち物：筆記用具  
●費用：1回1000円

#### 五日市センター (☎5333・0330)

#### 萩野センター (☎5500・2722)

#### 開戸センター (☎5500・2755)

▽第1回げんき応援祭 各講座の発表会(ピアノ、ギター、尺八、コーラス、フラダンス)やワークシヨップ(折り紙、紙バンド)、オレンジカフェ、スマホ教室などどなたでも参加できます。



●日時：7月8日(土) 午前10時～午後3時(雨天決行)

●場所：五日市センター(来場の際は、公共交通機関をご利用ください)

●費用：無料

### バリアフリー 改修をした住宅 (バリアフリー改修特例)

令和6年3月31日までにバリアフリー(居住安全)改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、100平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1を減額します。

#### 省エネ改修をした住宅 (省エネ改修特例)

令和6年3月31日までに一定の省エネ(熱損失防止)改修工事等をした住宅で次の要件を満たす場合、120平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1(改修工事を行ったことにより、認定長期優良住宅に該当することとなった場合は、3分の2)を減額します。

▽対象 ●省エネ改修工事で、補助金などを除く自己負担額が次のいずれかに当てはまる住宅

- \*窓(必須)、床、天井、壁の断熱改修に係る工事が60万円以上
- \*窓(必須)、床、天井、壁の断熱改修に係る工事が50万円以上であり、太陽光発電設備、潜熱回収型給湯器、ヒートポンプ式電気給湯器等の設置に係る工事費と合わせて60万円以上
- \*平成26年4月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)

●併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上

※住宅床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下

※耐震改修特例を受けている年度は、適用を受けられません(バリアフリー改修特例の適用は、同時に受けることができます)。

※適用は1回限り  
※改修後3か月以内に申告書を提出してください。  
※申告に必要な書類などは、市ホームページをご覧ください。お問い合せください。  
▽問合せ 課税課家屋資産税係